童蒙先習

下

童蒙先習巻之九

小瀬甫庵道喜居士撰

童記抄

○主君之貴命

主命至て重しと云とも。賢佐あるは非こそ。諫（カイ）なる則覆（クツカ）るものあり。命令順則四方皆従之（ニ）。逆則必不忍服（セ）不（ル）忍服則覆（ジ）もて豈不慎（ツヽシマ）乎（ヤ）

○賢徳ある人は異見

○稚き人之語

程子曰。十七八歳より。讀（テ）論語（ヲ）久而気味甚長なる ろゝんと覺とくや。其ハ不（ラ）童手

○武士の軍法ハ大綱有と思ひ取ふるゆに立命を死と不（ス）輕（カルシ） たゝ功のミ成せんとするハ

○宰相有司等。主君ハあを思ひて。治世ハ久しかるへくハ

政道中にかなふすりみハおし。太公を思ふべし。其本を
まもる子年に苦志労力して政要をたもつハ取な

軽れ物

○麻うら　○愚者の難ひ　○浅家の飯
○老悪なる事和の政　○桀紂か天下之聞
天下に王たる君子。無道なるまじハ。をのつから過して其
身滅し。国王も亦同し。事和有司も。私心有て賞
罰不明なるまじハ。其中又うへ

累物

○人欲の累（ワツラヒ）とのつうるなる人　○理非とよく分る所司代
性いさきよきハ。唯欲なきゆへに。理不も非なき。散なり
理非に累を付るハ。私欲人欲の外なる。雅

○時雨そのころむし月

きよいうれ物

○ワくまれ風呂あり　○池蓮　○野人之心
程子曰。周公之心ハ。大公在於己下国家。而不在其身。是以
至公無私而進退合道也。其小人之心ハ。唯名と利の
にあり。故に其人心不清。不清則心失難。心失難。身
必亡心者ハ身の主宰なるゆへ明らし
○露　○雪　○路地のまくら　○竹林
其可見行ハすなほのひて。中心虚に。節を節し
年く生して新くの功あるを

こまかなれ物

○人の心　○孫の利を争ひよれ中をさけ

○大きハ名をきゝてまさる程れ人の無気に藝をえぬ数（スクナ）寄（キ）ぬれバ不清くこハとて道高まもとうんさことつきき指低まひとし多臣ハなり ○傳まわれもと無物嘩ま手れた

○智のうとれほとお節て津しぬかハあつくして打りしれ音任ると物もまハ甚人まハあり孫とゝ主君まよく取すし藏孫篤くし序次を乱もとハ家

或曰然人権威有るの國必あやうきとしと

さらさらしき物

○夕立れ道つる石河 ○賢にを得る

○脈開心あるゆゑなり ○志まれ客をめしる

○一乙下理学まおもむれへるハ形

學ぶの道遠し次に百官皆其所を失ひ序次不定

序次不正則天下國家非礼滿々として國家不亂と云事理まなし

をさまりたる物

○一人に治化清平まなきときハ天下萬民の心 ○ちくま川

深く明ミにハ獨（リ）觀（ミル）家化之原（ヲ）

明なる物

○磨（ミガキ）すそへたる鏡 ○夕立雨の晴たる ○数寄屋

○さんほうれ神の社々もとにさし社と雖も若耕之三

行りしとなやもとれれ者る時あるしてむくふいとひすをる

八明眼なり。明なる君子ある八形に

くらき物

○五月雨

五月やミにてしらず又昼ハ明なり。又村の晦にあり。
真の暗にあらざれバ。政の所かれバ長閑冥去こゝに。
又君子の人をなれバ道なり

〇実理を取きまらぬ人
此人国守にて貴族なるときハ有て政道を乱す時ハ
其国皆くずし。是ぞ真のやみなり

深き物

聖人の慮　〇子孫の慮　〇周の太王の憂国之心
夫周の太王ハ孫の文王昌が聖徳有て天下をよく治兆民
をも救たまハん気象のあるを位を見得し。かきらんて周の
世をつがしむ佳名をまし発せん器なり。然ハ家督をハ昌に
与へ給ハんとの其心ざし。泰伯にも知らしめて数渊を示れ
王季にゆづり。仲雍同列し。荊蛮に入のがれし。子夏憂
國の深きを見るの見。金輪際ハかぎりありとても

あさき物

〇小人の謀計
名にさまよひ工ミありしひろくは主君の寵をむさぼり
ちかくは人に知られ是をのみ名利をたくましう
せんとあなり。其望足る時ハ諸人の禄をうばふ
く。国不勝。無君威衰。君威衰則國亡。國亡則民
豈不至乎。噫浅謀なりしや

〇国守の耳目に佞人のふた　〇冬の山
君子は四民の心をひらく者なれバ悪人さへ従ふこゝ也
〇漆　〇かんこれの味　〇宰相有司等。諸人の賢愚

さりとも世をも拙程れ極むとも志ゑハ滅た地のちかり行て。
國家之禁これより甚しきハなし

大なる物

○伊勢のあんこうり柿　○金翅鳥といへん　○韓信ヶ胆
極て取の大なる物ハありとも
○天下國家をよく治め得ん人の心
其人の心小にして天下を掌にすべきことやらんや。小にしく家をおさむることをいはんや。小にして永久なることをいはんや。呼大なるもんハあるまじ
○兵衛佐頼朝いけとりに成て自害せんとかまへけるを。指をかミしとても。此れ臣に付て敵を討んと志ハ
○桓公子糾を殺し時召忽死管仲不死而之に相たり

羽太功興起て志あらんにハ豈一不大手。さも是ハ未子とて不忽小大道乱矣子夏亦曰雖小道必有可観者焉。致遠恐泥是以君子不為也。勿見小利。見小利則大事不成と

小なる物

○鯨の目　○私心満てたる宰相の度量
宰相之任にあつてハ政事をつとめ。國器之才を広くせさる。先此職に挙てハ多く名利の為にまとハんことの之あるまじ。財に不足其身の害在其中

○鷦鷯　芥粒

廣物

○[illegible]救のたり　○眉間尺ヶ顔　○流砂川
○明王之慮　○周公之心ハ一形

夫王者ハ四海を家とし万民を一体ともてとうや

狭地
○孫もこ戸
○瓢箪れ流し　○冶韻

孫もこ戸をとハせてられ中そ。吁国家を消すり
君れ心廣りわしん人を失ふ亦うき。失人ᄂ国をとけ
なりやもしも

○小人之政

小人者才藝足て無治人也。是ゟ依て才藝をとるしと。
かこり名利を写けて。草そ治家を失ふそ。不知
徳義則萬変せうくとくこ何るぅあり

きとた地
○俊ゟれ人ハ直なるをとりんそもゆても

○つらねり　○欲ふかれ宰相有司ハ其理よ
宰相有司れハ理よをきさハつらおりとうつよ
こゝしてむつしく文ちうもゆうね

ちろた地
○天下の主治まく宗んうす。其本已ゟ身よあり。豈不
道乎。己正して心正しく己家國家何そ正よ可不化乎
夫ハ政のくまれろえそあま。齊景公問政於孔子孔子對
曰。君君臣臣。父父子子。注よ云此人之大経。政之
根本也。張南軒曰為政必先彝倫彝倫不叙則
節目雖繁示無所治矣君君臣臣父父子子彝倫所為
叙也。雖汲冗之治示不越於此唯貴於盡其道
而已

○蹴鞠のまんまり　○うち矢　○尭舜之治始
其ハ人を指て云ハ四千歳以前の其國をさして云時ハ
之ろ里。君其政を移さハ当時務里。彼ハ古乃尭
舜。是ハ今之尭舜。二と云へりとも。唯有一正法而已

○理　○道

厚たね

○蜀江錦　○六丁紬　○小人此つのウハ
此人利くと見てハ是非を不立。唯収んとさ。非及也
と云ハ是もくれひろきまねするのを引て。諺らうさんとさ。若
如此之人取ル政ヲ其國必乱ル矣

○聖人之憲
周八百六十余歳之治可見孟子豈不厚乎史有テ國ニ

家而不思ルハ先王之法ヲ何ずの主

うきたね

○蟬の羽　○有るれひたね　○新人の常
己之長を取たくろれ。人実にせんと。廃を望て云物ね

アしたね

○丹後紬　○京ちりめん　○聖君之政綱
或曰聖ろ君之政綱ハ。世ともに不可称と宣也。四書五経ハ。
皆先王之政綱也。今用る時ハ又今之政綱なりん。噫有テ天
下ニ而不用此法ヲ國を乱し身をも亡しハ其ハ何ずの天

○景清ろこぞ　○三保庵ゟ頸の切ゑ

よりたね

○加賀絹の縮　○唐紙　○寄合勢

また一矢ハおりやすし。十矢ハおりかたし。唯一味をいつてよと
すなはち軍勢ハ一味ハ衆と好悪を共にし。英雄乃人ニ接
衆をともにし。諸人を恵ミて正に皈し。能中を取にあり
○とくまい合戦の軍兵　○偽をとりかくし
○ひろく袖　○寡お大に等しく其全にあらさる国ハ

軟なる物

○剛者ハ常　○思の心　○傍人　○鉛　○糊也　○綿

剛なる物

○天ハ至剛にして能萬物を形にす。至誠無息。而群物逆に資
る。人ハ心至剛にして。乃し下皆此にしく首吉威得其所ハ

曲なる物

○蕨手　○鎌　○釣（ツリハリ）

此三ハ曲をいふなれとうもと。是取ちかきハ也。余ハ曲ろをいれ皆哭
をあらぬ是心ちかきハ也。凡て八寡お有司乃心曲り時ハ。国家
皆曲り一盲衆盲を引其罪甚深し。噫
○傍人　○新人ハ安すり

直なる物

○棕櫚
波ハたてたる。幹ハ縦の柄に葉ハたといふに。鳴呼直
なる物凡益多かるべきの見ゆれハ。人ニ波國寄寡おお
く心直なるんとや
○要ハ秦島湯泰伯文王武王なとの心
豈以耕耨象大真手をもれ却して。然ハつゆに在之
下國家ハ不可也之能其身豈不直乎

○天照大神　○大乖　○公叔文子　○航なし

竹日行ハ直にして多く節を節して。中虚也。人心多く

是に反して争ふ不可疑乎。又かたくし直になくん

ハ何ぞ自由をりんま人心も是に同し故に体あり

曲る時ハ母れせらし。直なる時ハ活撥を也

のる物

○梅の梢　○灸の日限　○仁者ハ寿

○保養中に今ハ病ある人のこゝろもちさん

気の屈伸。飲食等節しに合て。或草木ハ露なり

気をうし。游色のすゝしくのとやかなるに出てハ。

真気を養ひ。仁義に熟しをハ寿命つかれとも

○一人ゝ沼澤

克乳の沼澤。漢朝を補するのこなりとも。我師もそに

居する物

○有功に賞ハおこたる　○夏のうらし

紀さ物

○待宵

待君衆ラ文三千歳。王母カ蟠桃又落花　○正瀬なる大夫の代に

○殷の賢君ゝ乙下

高周ゝ治世一つうゑ

うしろ物

○秋の衆に新枕ハ　○花の盛　○逆歳とん國家とゆう

有ラ乙下ツ而治乱を務行ましハ治必不長。夫五代志と

按するに。唐四主にて治十三年。後周二三年九に

十年後漢二主四年秦六代四十七年にして絶ゆる

○非なる人の位職

あまる物

○力のつよきをもてまふしり為しもすまハ

○あまりたるゆゑハ慢心（マンシン）

日域ハ礼法あれよりも身れ分を不安亂らとす噫

礼紀の書盛なりしを

○贔屓（ヒイキ）者とおもひし時乃辞

うしろくらし掩（エンフ）するを世中よりうちあらはれたき也

たらぬ物

○恩禄之地　○治法　○官職之制　○政道之大綱

恩禄の地之不足（タラヌ）まハ非す唯制法之不足也

政綱足らハ何かたらぬけれん

○芸の稽古　○學問

学ハ不足まハ非す。是亦たらせねなり

多き物

○邪し　○佞人　○小人

星くと小人月と賢哲まれ比ども。乱曰星多しと云ふ月の光まハ不如ることく。佞人小人多くまれ一として明君私則咸（ク）悪ん消し。善を思ふ。大綱立則萬目皆開く。其力を用らるの労まれきを程いなく。朝陽不犯（ヒ）残（サ）星奪（ウ）光。是亦堯舜禹湯文武之明君然して天下之人心皆直成こと。寔一人之心をなおハ豈得直乎（キラツ）

アとうのね

○強賢　○憂國の心ある人　○改過遷善の人

○自不善とせずして天命を知る人

是ハ詩に初あらずと云ことなし能終有ハ少しとや

○無欲なる人

忠孝をつとむる時ハ利在其中に何とて利欲とする

○そのまゝ直なる人　○益友

偏くなる物

○人の善本

人ゝ具せり。豈之あしくなるにあらんや

○亂國の兆

其器にあらぬ人。國のまつりに挙ること

治下ル賢愚忠不忠をハ明らせて利よの心を労すれバ賞罰討不當ゆゑ民上を恨ること多くハ民ハ業を失ふべし　又上下利を利とのこゝろ以義をハ節とし不義何となく不和國とも武士の心よりこの道をのみ勤むべくハ遊興にて小人財藏積あらハ殺　又國内不和ゆゑ甚驕るとあらバ甚恐る有て之に乃氣うありしも人の為曲するも　あちら乃兆なるあらじ。然れども

てそしるべき物

○心　○欲

夫惟之制を越て富んとすまじ之を罰す

○大海

從ふる物

○才藝たしなまぬ人○主君をそしる人○晝寝する人

宰予晝寝。子曰。朽木不可雕也。糞土之牆不可杇也。於

予與何誅。子曰。始吾於人也聽其言而信其行。今吾

於人也聽其言而觀其行。於予與改是。まで一段人作人

如此也き嗜。今ハ

○博奕もく人　○理学をそしる人

○主君ニ忠義をハ小ニ勤て。賞を思ふるのハ大ちろ

浅する物

○あやうき身を。語ひせし

○非をたくミたくむるこころ。直なる事何ニまさるハ

○下ニ大王の志をためたる臣あり

大臣ハ宰相ニ皆同じ利欲ニ於ハ恵ニ非ハ不

ニ大臣よりも。民ハ不自由ましそ

つましき物

○古をしらで。今を知。度量ひろき宰相の政

断之人処政事ニ於其治世必久しかるらんと可知

○よし柯物のへる人此云義　○海行くする

清白不清之政あり。ためなるニ海をしくなるニ似し

そやし物

○賢淫　無ミの節を不遠人の云義

○風流のたる　善政之化ハ敢ア

善人をと貴ひ。悪人をハ専して導也　官孫をとん

賢哲の人を属し　及第乃まて天下理学をよ
くむやうよ　凡て難易を論せすして善悪を
貴ひ利を規範するとも甚だ化なり
○て海り理をすけひそる男れ手り　○真帆する氣

とゝれ物

○手まハりて不服よして志帯しこハあるまり
是害無て紙よ多あり捗雪て不服要ミ又財ニ不
善近支取分也習て寵ハよ此しみ尚まハ
○車牛　○名のくるし　○患係する事ハ目れニ禍
○人をする衆

せハしき物

○下くゞるすれ君拗こと氣を付しそなるハ

○思慮ハせはしくして果敢決斷をと広くせんとする人
○甚名利を好み小見なる人執権に在附ハ政事の取次
○雨北漏屋　○苛し政

ゆるやかなる物

○聖人の慮
心ひろく體ゆるやかなるまハ腕り
○治ある人の志て作りおもしく任なし在まハり
おもふまゝにまいりて捺ひたまらて八
○賢君ニ政
政をせハしく志れハ縣君よして

童蒙先習巻之十

小瀬甫庵道喜居士撰

いろくし地

○ちやうのこと
凡度量のいはるまもれうとなりとハ米
あこゝろたかし

○極やれいらまのあひ　○無路の人

乃とゐうなる地

○うきめるすゑれおすかの山　○我か君れ御代
寛復たるにや御國しをおさまへ人民来服と云
ハ史記曰至治之極鄰國相望雞狗之聲相聞各甘
其食美其服安其俗樂其業至老死不相往来

そしらう物

○たくれうとハかくよ弥あのね　○有知よ貴れ急る

○臣下ハ賢愚の分（ワカチ）器（キ）も　○人君ハ物よ外当つれよハ

○かゝき織飲よあひり民　○ゟち乾鶏

用と不節（ル）にち多く財宝を己て好む者ハ多

のく安穀当等よ費すと飛らによりて民を忘却り

取よりと外ハ奈し。貞観政要曰。為君之道必須先

存百姓ヲ若損ソ百姓ヲ以奉セハ其身ニ猶割ニ脛テ以啖シ腸ヒ飽テ而身斃タフルヽカ

いさし物

○撫のる。宿よ使く比　○思ふ人ハ今こくハ方と後ある

○臣道を以國を治まるハ億兆の民。萬木千草の。

十分気とゆしやよ

○温徳て威く徳國に有よ。儀よ妙綱のゆた

○悪人ハ悪と見る善人の若くと見たり

家よ忍（ヌ）善とゆてハさまセよれハ不善人よらそ

○軍よ貴賤四久まハ難

ひとのつゝくちる物

○旗祈よあひて祈くへと云ひしんとすまハ乱

新思ふと湯とひて拙ハせる

○古将ね主君の無道ちる

かた腹いたき物

○意處ハ無くて却て分別なけなる人をと尺たる村ハ

○謀よ知しれとかりのそら　○初心にて中庸ハ誇人

ゆゝしき物

其人よ非て宰相職行しふ是よ同し

○遠寺の晩鐘　○求法る猿の一声

○俗儒乃中に猶直なる人居し
畧さりきハ皆害なし俗儒の中に一賢有ハ多
害に及んとする事あり此一賢ハ國家の至宝也
俗儒ハ國家之賊也国守是を用捨せさらんハ

にれしき物

○竈戸の門　○有治を褒る祠　○湊

すゑまろ物

○理學　○麦粱の段　○公家の贓
件のことまゝらなハ理学行まぬりなり　○道治仁義禮

たしれ物

○琢磨祭

さらなれ流く戸の祭とくせさん雛両人の鍋の粥つくらん
○蒲池の當盤の命助しも　○お沢もそへとすらし
○二条院の御時永暦元の年此院上皇後白河院中に
入御ありの様を見とうら付られしと新大納言つね字を
ゑハりひきろ人しとそ阿波国へ流されける其後
京師をさしたまひまて巫上りあひしりあハ此太后
とそ申しろ大宮太皇太后経通の妹中宮ならハ学に絶
八矣しれるのとも抱りなき青音和を吉備の大后の只ハ有なん子
ましあ八此大后なにしろりこつしなりし之の大后やこんと

かろくし物

○理非のわかぬ人
庵なとぬとのまとおそろし都しるさ路なれ人ゟ

○執着ハ人名利を強て思ひ財に欲ふかく甚り逆なる
あさましき人のふるまひをハいましむべきなり

○八条烏丸ノ童（カブロ）
誹謗の本をいふといへり哀なりしとや

○欲
古しより今に至るまで欲ハ身を亡し君をほろぼすもの抑欲也。
恐しきものハ欲にて候其欲ハ身を亡しても猶おそろし
其ハなし法の道ハ法なりハげしき人の身をほろぼす甚ハ道

○讒言
世中ハ虎狼も何ならず人の口こそ猶さかなかりけれ
とよみしとかや

童蒙先習巻之十一　　小瀬甫庵道喜居士撰

ゆきわれ

○外感与内傷ハ医燮を、庸醫ハ
○欲のみたしみすや
よくわきまへて理非に二障あり理非に二隠有るを乙
下国家を乱る

○康光と盛光と
久しく相勤て唯見んあそんと思ふにも外他念なし。
かくの有さくに遠きのあり。浅き政道の縁に失ふ史賢
指の人ハ执搖の人に帽を、義と以てこそ、小人僑
人ハ搖盛の人に媚ひんとたりつゝ高人のまくとひん
ると涙を船を移すのも越えり、是れ王君盛

耳目之悦或ハ享わ等ニ溺まり酒にふくるゝ事多く行る。是天下國家之亂根也。豈不慎乎

酒に迷ひたる也

○白与云　○公与私

其政を正しく公の上下の風うるはしく正しきをいふ也。ふる事に雨時あり。私の上下和せず万民の悲痛をもとゝ人を酒をとらへ終に陥らしめ此ハ亡滅也

○殷之三仁　○いんわんの忠ひたりとそ聞く

似として用ひたる味

○庸醫の人を殺すに剣刃を以殺すも。國のみだるゝ等政をするとあやまり私欲をあくまで行て政道を乱し。主君を亡ぼす。惟任ごとく反逆して信長公を弑

弑ハ又近習の氣に入欲等にたくみて其人にあまねくとりいりて讒謗あつくして賢臣忠臣に恨の心皆乱るゝハ又國を行て政を乱しとのまゝ好みにま金銀を貴し純人に接持せさするとも皆色しそりハ其君を弑し奉る也

ほれしと候にも也

○頼光にあらず　○悪友朋にあらざる也一人も

○忠貞賢を明にしぬんとすまいべきを賢臣真明にとぶれとも

成行して者と也

○数寄　○法ありよ遊ぶをしなさんものを欲するまで

○三好ちの種　○人代歌云を安く思ひ取て学て見きハ

○さんしやたそのいんか　**成ひしきあてなき物**　○益友にちかつきハ道おほし

○晝夜精を入あるハ氣も才丸上りまたハ又是迄の勢ひ

○昭穆之次第をわきまへ祭ることのあれり　**辛苦とうくわりハ近所松元**

○僕從謚法たこたる也なり

○百姓ハ書作り人の善悪とのせ罪ある所

勝もて家入物　○大名の法度

政事ハ大綱をもて要を勤へ聖學同じく人なるハ也

○醫師ハ大酒又安世の便をなし

勝まし粉ハ石をみ物

○位と𦁤名字　○萬丸棟梁　○佳名

○徳化　○宰相ハ職

凡て宰相等ハ其身を天下の思ひなさハ布をまなり。億兆を集制する人也又君も此職に擧るべき人をとる。煉心して己に擬て名をもつて名所に擧す之法撰有時にしても賢愚諍是非賢愚諍其所ハ国家の政たるにも依まのならに見るなり

不審なる物

○雷　○風すと是

○人國家を有て治のたしかなるを理学人の事まよハ向後りん私ことに任せ治を亂し其身を危するハ

かく殺て可塞物

○不入之　○堤の蟻穴　○悪念の萌を為之

小悪と云共不防ハ其末大と成て人を害す義を好ミ篤信して悪を防く事なり

○子曰聴訟吾猶人也必也使無訟乎是ハ訟の起る辭萌を知りて制止んとなり

范氏曰聴訟者治其末塞其流也正其本清其源則無訟矣。賢王の万方罪あらハ朕か身にあらんと身を責なされしハ其元を正し玉ふ也。寔是天下国家の乱を防く極妙なり

童蒙先習巻之十二

小瀬甫菴道喜居士撰

心もとなき物

○ふきんこつかなきあつくへら。○國を滿る古星

○邪なる宰相有司等

邪なる大臣の職にハ聚斂たる者也。鯀らと数年此四凶とて貴族の因なるとも附誇之。殊不知尭王ハ其子丹朱に天下をゆつり給ハず。舜を尋求て位をゆつり給ひしなりと

進退無相害物

○陽進則陰必退　○善人進則悪人必退。一陽復於下乃天地生物之心也。一善衰於上則万悪盛於下兆也。邪人在権威則直人必衰。直人衰則國

必亡ぶ又はきくれ為業の術まで下しるさゞるすは
なかくもして行ふべうと

○舜有天下選於衆擧皐陶不仁者遠矣湯有天
下選於衆擧伊尹不仁者遠矣

舜湯ともに同じ樊遅孔子に知を問ふ人を知と
以答ふ寔是知の大なるもの其の百余列代の後き
とても皐陶伊尹の一賢にて其善をなさしむ程
百年にあてたりしを以可知

○小人在内賢人在外則國必亡矣

かんくるすの為お遠き章

○天下國家を治る人とては其君ひとりにて政之
の損益を考へ或賢哲の人に問或諫諍者直言

者をとうく貴ひ用ひ天綱をとらり衆智をかり而にて
國有て能ゝ職を勤め唯君が代れをしかんくるすを思ふ其
一。賢門にハ獻納處目安くゝ衆奸ハ自盛を失其二上下
利をとハ塊視し義をハ命よりも重し。恥をもち鰥寡
孤獨をあはれみて惠む其三也夫國の亡る人ハ謟ふ
君に甚よ詐を損益をハ卿も不考或不問而利を
思ふるすハ不淺義哉思ふるすハ不深而にをハ不用し。邪
にハ諛よ能自ゆ是之甚一。善色珠玩丸のとし。栄を
求め辱を辱とせずて是其二。天之のを迷はせ。唯酒宴婬
興を長し。国の安危を不得にて下の賢愚を目捨せ
ぬ是其三。國内何となく和せずて萬民悉しくうまへ
直民ハ私よらへ非なる民ハ富栄是其四。百官皆其

所を失ふ。善悪二障ハ多くハ志より是其立宮を出則ハ
あらましれおもひ明らかなる君子ありて細評あらハ萬年

○禮記曰。寒暑不時則疾。風雨不節則饑

○文選曰。木大必折。尾大難掉
評曰。其器小而。官禄大則必折

○史記曰。酒極則亂。樂極則悲

○禮記曰。凡音者生人心者也。情動於中。故形於聲。聲成文謂之音。是故治世之音ハ安以樂。其政和。亂世之音ハ怨以怒。其政乖。亡國之音ハ哀以思。其民困。聲音之道與政通矣

○資治通鑑曰。正臣進者治之表也。正臣陥者亂之兆也

過を聞　可宜彰

○徳ある人　○才のすくれた人　○信あつき人
評曰。正直中和。才者聡察強毅

○文武を兼し。○信あさく及ものハ媚

○人欲自ら起る人ハ安からず。学て才ある人

○至忠至孝なれハ人ハ自修
是此二ツハ暑てまんきおのが節て雖くと来れ
ろすあんなハあまと明君ハおのづからとしまて

むつかした知

○非道のためまくく　○廉ま入細ま吟味して
評曰。是の悟りてよくもえしるす。古来より極
意味甚長せり。宜可不審事手。又名く九制
法と云んしり心字お職を法經せよ

やせんね

○宰相に賢哲の人挙用しなバ國ハ
○是より治代
此時ハ世に正しき人権に在て邪人首をさし出すなり
○邪在其所ハ天下國家あやうくして治レ不治
乱ル事なき乎
○此國の政　○思ひ邪なる人ハ取不

刑をもちひて可かん也

○下ことある人の小過有偏あやまちハ
○孝忠烈等の人毎儒学に熟せし人をも此小過

童蒙先習巻之十三

小瀬甫庵道喜居士撰

さかしたね

○病に先て醫を求め亂に先て賢に任せよとハ
○無量の珍宝をハ獲て求むして唯國家太平治之
しかんするとの思慮し。理学を好む事知をもつハ

てんかのかなめ

○天下國家治る長久とハ不計るの剣を嘗ての利のたく
ましかんするとの尊にするハ
任賢治学の先しかんするを謀を雖不求於利無量
の珎宝在其中に利を帯ひし義を爲るする時ハ

無数の残害在其中

○國守家名をかりあるをもえてなるね

愚なる者とおもんや賢人を國家ハ安からさるなり

ゐことばうちうち教

○恩

おんとよみてかなしミにも人情ハこれとある也

○身

身を閉身をといふ者を考るは聖賢の身にハ多かるべし

凡て邪路なる人ハ身をとらへてのことハ父母にある君乃恩をもわするゝ也。昔哀公謂孔子曰。有人好忘者。徙宅乃忘其妻。孔子曰。有人好忘甚於此者。丘見桀紂之君乃忘其身矣。後合呼桀紂のこと

○老字

老東見十字忘九可忘字ハ在此年

ちうあたね

○每物。先後。本末。虚實。體用。有て物成すらずとハ不知して剣三尺を向ふすもなくどの見るに任せ政とするハ

○真字の意味とハいらひて雜字を方に教人

○何事ハ老なるもの王道を政するに用ゆ人

武王ハ八十五歳にて萬民の困窮を救ひし人のことに。紂王と云し。天下を能正し。其餘澤八百六十餘年。

兆民に福ありしるのハ云もしや。噫老しとて天下國家のために王道を貴さねハ不見や人欲にて汚や老まして万

あとある和

○風多の折

○代安をわる拙まし。利をたんとする人

○謀反をたくむ人。尊善を思ハぬ人ハ文なり

引にまうしきもの

○非義をとうまへしあくまに公儀心のうしく成りとやうやく成
虐うまに傲あまこに引つゞへ公事紙を費し身を労された
先て非義を高声にいのりくんと云行者ハぶらく
し。非ハ非礼を受まじと云事の公我翔ます

萬に奢りのたつりん数

○極上もの　○外ゆもの　○長酒するる人
○しかうしてびかき衣んたる有ハ
○中将其上よ起たる　○思慮のあさきハ所分
思慮浅き有りハ寸入其さどうのし不弁あつまし論く
如うちたのうまま伺た其判とはてぞうつゆうんや

しつけとかれり物

○其本末先後を能思慮しつゝ無正期法とし上ハ
ま國守ハ下らの人を撰ミおつうそこ大すにしてぞまめ
職を改けなまかんる其去当あり。多ハ人其まより
まろかもそハ忠義を洗くしあうともに職任なるう
まそハそや夫妻のやありもうしりるに成てたゞ入
心にゆむ心楽しんでんて八利欲のんに文やまて孫な
其職任をけうそ嘆人非人とも
○天しあしかふさのつる其理なきことんく人は向て其
至るとに止て。ほとむまハ

求諫章

○春秋曰。堯置欲諫之鼓。舜立誹謗之木。湯王有司過
之人。武王立戒慎之鞀。

○貞觀政要曰。太宗毎見奏事必假顏色冀聞諫諍。知政教得失。貞觀初。嘗謂公卿曰。人欲自照必須明鏡。主欲知過必藉忠臣。

○子曰。昔者天子有爭臣七人。雖無道不失天下。諸侯有諍臣五人。雖無道不失其國。大夫有諍臣三人。雖無道不失其家。士有爭友則不離於令名。父有爭子則身不陷於不誼。子不可以不爭于父。臣不可以不爭於君。故當不誼則爭之。從父之命。又焉得爲孝乎

俗曰。今世よく諍臣を能用ひらる。治世尤久し かんよふて聚斂之臣あまたあり。あやうく亡し

○孔子曰。臣能固爭至忠。子能固諫至孝

りしくれおもとれの諫にやすんして。己の賜と思ふて。能〻用ゐし。噫諫爭之臣今世無きにあらねども。唯今無志也。聚斂之臣今無きにあらねども。只賊今ゆゑ無也

克己章

○夏史紀。大禹巡狩。見罪人。下車問而泣之。左右曰。罪人不順道。君王何爲痛之。王曰。堯舜之人。皆以堯舜之心爲心。我爲君。百姓各以其心爲心。是以痛之。

○商史紀。成湯時。歲久大旱。太史占之曰。當以人禱。湯曰。吾所爲請雨者人也。若必以人。吾請自當。遂齋戒剪髮斷爪。素車白馬。身嬰白茅。以爲犧牲。禱于桑林之野。以六事自責曰。政不節與。民失職與。宮室崇與。女謁盛與。苞苴行與。讒夫昌與。言未已。大雨方數千里

喰ふも猶るとのまをせむる。上下ましとしなふ
色を責バ怒り、其にはまらん。其罪ある皆網の三

童蒙先習巻之十四

小瀬甫庵道喜居士撰

○上天　**工夫にてあらぬ也**　○地下を察る事
凡て此外ハ工夫して皆一の本也。財高国の治の感うにハ

○大将あんずるの以真傳真丸法ときけん　**工夫してなる也**

○悪心を去るハ形自記
夫悪ハ善。善ハ主也。何そ去事かなはん。五峯曰。天理人欲。同行異情。説得最好。潛室陳氏釋曰。五峯此語儘當玩味。如飲食男女之欲。堯舜與桀紂同。但中理中節ヲ爲天理。無理無節ヲ爲人欲。

○伊川先生曰。修養之所以引年。國祚之所以祈天永

命常人之至於聖賢皆工夫到造裏則有此應

○大舜此段の事なし

二王時をいへり。而今に至まて九百余歳也。徳

をいへり。徳に域之異時に異ありといへども。唯守丘

其郭　其治之揆一也

油断してハならぬ也

○船の梶とり

宰相有司操舟楫ハ皆梶とりなり。舟かくのことく之

や楫をもてと。國のしく治や皆宰相の功をいへと。伊尹

周公旦之成功にて見るへし

○武功に依て國を傾してハ成ず

夫人。國をのぞむ時の志と学行ての志と異なり。

あるへしかましてそ

○執権の人　○これ持しる人　○連歌の宗匠

まして老人には。宰相等ハ國家の宗匠也。若絶

其器にあらさるハ。和哥所圖ちるへし。若宰相有

司理学を好まず義を不玩して。唯利をのミ要

にせハ已下國家皆失其所やうなるへし

○心

まづ心の身を守る事。船の楫のごとし。楫取得

安流にまかせり。不取得ハ或危或安なくもあんするに比。

孫母危。朱子曰。蓋身ハ如一屋子。心ハ如一家ノ主。有此

家主然後能灑掃門戸。整頓事務。若無主則此屋

荒頽敗矣。吁心をとりにして。身をとまて者幾乎

是非ありて其屋甚だしきハ不思慮事

定まる物

○何事も其本をよく〳〵つとむ時ハ

萬緒末派おのづから成るものなり。草木も根つよからぬ時ハ長ずることなし見。唯人ハ身を修るを以本として官禄を求ることなく本立て末必長ず

○官職其役得バ其人ら定まる

○賢上に不肖下にあれバ定まる

不定物

○すべて物其本をきハめ正さねハ

○理学を好むものゝ見に任せて方行ハ不定

○軍中に名将のあらざる時ハ

剛者の甚しきに至て。撓変宜に合て。邪撓ミ進人あまりハ軍定る事少せり。無此人家不定なる事少

○蔽口 ○胸のようれ人の物を執ル拙時ハ

冥加のある物

○女のおつとをよくおさめしさすれバあまりことどもおほくとも打云。よくあるまじハ物たえずまするかなと

○人のうやまくおもひて思ひたるのある

○孝悌のふかき人 ○律義なる人

○他人をなく主おもひそのうちひろきものなれ

冥加のうすき物

○二親に不孝 ○主君に不忠

○兄弟に不悌 ○聖賢に不信

三畧曰。傷賢者殃及三世。蔽賢者身受其害。嫉賢者其名不全。進賢者福流子孫。

○理をそむく人 ○非欲者 ○そのみちの厚薄をとハく積りことして猥に高位職禄を望み群序を乱るをハ非分。みたりにのそむ者は左ハ史記曰。非其人居其官謂之乱。帝範曰。有輕才者。不可委以重任。有劣智者。不可責以大功

可禁物

○食中洲 ○家中火 ○國中賊 ○博奕

○色欲ハ非分

傳曰。諸侯大夫之罷子等。是に溺て死する多し。あへせるしことども悲繁そこ下之廢乱是より出することあり。是ハ相院より已往。王法のすたれしも寡福ハ院の寵あるに心或ハ古庶人の職掌ハ為人の財をと。失よしみあまたし

○不賢の貴族よりすけ職あるもの ○浮言

○傾。妓。再とさめく人隠そ。入ることを好むさま

○女房の兄苑このみなり

関於政之善悪鬼神作感作祟章

○程子曰。奥冥皇天所以譴告人過失。猶嚴父之明誡畏懼敬改則禍銷福降

○禮記曰。民之所欲。天必從之。民之所悪。天必誅之

○周易曰。天道虧盈。而益謙。地道変盈。而流謙。鬼神害盈。而福謙。人道悪盈。而好謙

○悪政生悪気。悪気生交異。螟蠱之類随気生。虹蜺之属因政而見。

○治道失於下則天文変於上。悪政流於民則螟蟲生於野。

童蒙先習巻之十五

小瀬甫庵道喜居士　撰

論学道之業障与枢要

○或問。天下国家之患何事か大なる。曰、人君之大偏にしくもの大なるハなし。其人君之大偏不正之患ハ莫大於学道之業障。学道之業障ハ異端にて学盛なるによれり。治道之大綱不正之患。亦理学立によれり。理学者儒道是也。真儒ハ学を学て行を行ふ。是非を合厚薄之実其所をしらん。是非厚薄之実得其所則賢上にありて不肖下にあらん。賢上にして不肖下に在る時ハ政之清からん。政之清からハ天下国家安し。人ハ好賢友進善之家之興る事。惜て無其長子之風俗其不学。率ぬ人々好賢友以輔其徳。則善人甚不衆乎。風俗之厚からんも上下

寡き善人衆く治道進む矣惟三代之学者人道之大倫明かなりん学ひつとめしかり。前よ程きめ行つゞ。其のうへ至治の地あらで并論て欲し。謝食すゝのことをすりしとなや。我郷り。理学於まだされ兼の爲國之治の本と為之記を一れ学のまなり。学者其要をよく心とめ先務とすと

其要如右

君道以政
臣道以忠
存心以仁
修己以敬
愼獨以誠
克慾以剛
中道以生
制行以清
接物以恭
處事以義
日用以儉
官職以清

爲主

事親以孝
事君以義
兄弟以讓
子孫以教
朋友以信
妻妾以分
仁道以愛
男女以別
宗黨以睦
御衆以恕
貧乏以濟
世事以古

爲主

舉人以撰
行政以德
守官以廉
奉上以謹
御下以恩
教民以倫
使民以時
稅斂以薄
民財以惜
民力以寬
制民以莊
守文以久
爲主

政要以中
辨論以真
斷獄以明
刑罪以者
爭鬪以釋
姦究以懲
盜賊以息
聞訴以無
犯令以正
正惡舉善
治亂以賢
治逆以威
爲主

衆事以精
容貌以莊
衣冠以正
飲食以節
滋味以淡
起居以早
坐卧以常
宴會以和
處常以經
故舊以厚
正過以改
軍旅以謀
爲主

成叓以時
祭先以孝
祭神以敬
禮樂以序
學術以儒
讀書以勤
觀史以斷
窮經以理
作文以精
吟詩以情
贈答以謙
雜事以貫
爲主

論容忍

書曰必有容德乃大必有忍乃有濟君子立心未有不成於容忍而敗於不容忍也容則能恕人忍則能耐事一毫之咈即勃然而怒一事之違即憤然而發是無涵養之力薄福之人也是故大丈夫當容人而不可爲人容當制欲而不可爲欲制觀婁師德丙吉之爲人則氣自平而理自明矣

論辱之来原

辱之一事最所難忍自古豪傑之士多由此敗也竊意辱之来也察其人如何彼爲小人耶則直在我何怨之有彼爲君子耶則直在彼何怒之有世人之不審辱之所自来一以怒應之此其所以相仇而爲害也歟書曰必忍其乃有濟意盖如此

論彼此辱薄之惑

我以辱待人人以薄待我匪薄也我辱之未至也我以禮接人人以慝加我匪慝也我禮之未至也辱也禮也自我行之薄也慝也由我召之彼何罪耶然則辱矣禮矣彼徒薄慝者乃吾命也彼何罪耶是故不怨矣不尤人庶幾君子矣

論天命

不得於天則怨天不得於人則尤人此古今之同情也殊不知抑揚順逆皆非人力所能爲而造物使之然也造物亦非有惡我好我而爲之也彼亦不知予亦不知莫之爲而爲之耳怨於天者不知天怨於人者

不知命聖人之所不取也大丈夫胸中洒々落々如光風霽月任其自然何有一毫之動心哉

論結怨難解

以言譏人此學者之大病取禍之大端也夫君子存心皆天理也天理有則心平而氣和心平而氣和則人有過自能容之矣尚何用言譏之哉大抵好以言譏人者必其忮心之重者也惟其忮心之重也所以見人富貴則忌之見人聲名則疾之忌之疾之之心蓄之於平日譏之激之之言發之於尋常殊不知結怨已深搆禍已稔身亡家敗不可已矣是故君子貴乎養心焉

論種禍

君子不可以己之長憍人之短天地間長短不齊物之旨然也蕞爾之軀豈能事事而長哉必欲炫己之長而露人之短則跬歩而成仇矣何也諱莫諱乎己之短樂莫樂於人之掩其短彼既揚吾短矣不憾者千百人一人耳然則言人之短者可謂之種禍

論能養於其所長

人之病在乎好談其所長長於功名者動輙夸功名長於文章者動輙夸文章長於游歷者動輙夸其所見山川之勝長於刑名者動輙夸其讞獄之情此皆露其所長而不能養其所長者也惟智者不言其所長故能保其長

論制於欲心

禍莫大於欲富莫富於知足欲心勝則徇物徇物則身輕而物重矣物重則瞀然無窮不喪其身不止矣是故聖人者以其無欲也由其無欲故視天下為一家一身猶衆人安於所寓不以貧賤異其心不以出處慢其道淡然擴然而已尒彼徇物者由不知足之故也苟知足則心安心安則事少事少則家道和家道和則人無不和矣故曰富於知足

論大丈夫之行

言之非難處之為難士大夫安居之時見人憂患害則曰何足以為吾之憂見人拯貧賤則曰何足以為吾之拯及其親履其事則色喪膽落張張遑遑莫之措矣殊不知張張遑遑者徒自苦耳造化已定之善

乎康節之言曰能言未是真男子善處方為大丈夫君子之生濁世誠不可不思所以善處

辨惑論

世事不可執一而觀要隨時詳審可也彼貴則此賤彼賤則此貴循環往来恒無定勢然古人言富貴者倘来之物也殊不知貧賤亦倘来之物也其来也不可禦其去也不可止往来係於冥冥之中而非人力之所能及世之人憂貧賤如兎狼慕富貴如蒭豢曲計巧心務要去此而留彼噫遑遑汲汲是徒然耳殊為造物者咲

論慎己

大凡君子之生於世也不可有過言過言非言之道也

其猶易露也吾有公廉之清勤轍以色極之清夸人吾有公廉之德勤輒以賴子之德矜己一有微瑕則衆人指而責之矣殊不知清者己之職分所當爲德者天性之所當率豈可以此而驕人哉往往清者爲人所汚德者爲人所敗職此之由也

論安其心待命

聖人不言命而曰不知命無以爲君子何也蓋命者死生壽夭貧富貴賤之命也世人不知此則百計用心於其間殊不知百計用心者徒然耳命既如此則當寧心以待之不可趨避也聖人慮世人徒費其心故曰不知命無以爲君子非聖人自言命也

吾儒之法を學勤ん者ハ當熟礼記之儒行儒行篇得あらん夫何不可得之乎

儒行

孔子侍曰儒有席上之珍以待聘夙夜强學以待問懷忠信以待擧力行以待取其自立有如此者

呂氏曰席上之珍自貴而待貴者也德之可貴者人必禮之學之傳者人必向之忠信可任者人必擧之力行可使者人必取之故君子之用於天下有所待而不求焉

儒有居處齊難其坐起恭敬言必先信行必中正道塗不爭險易之利冬夏不爭陰陽之和愛其死以有待也養其身以有爲也其備豫有如此者

齊難齊莊可畏難也呂氏曰事豫則立不豫則廢

儒者之學皆豫也擬之而後言議之而後動故學有豫則義精義精則用不遺若其如也不敬則身不立不立則道不充

儒有不寶金玉而忠信以為寶不祈土地立義以為土地不祈多積多文以為富難得而易祿也易祿而難畜也非時不見不亦難得乎非義不合不亦難畜乎先勞而後祿不亦易祿乎其近人有如此者

呂氏曰儒者之於天下所以自為者德而已所以應世者義而已

儒有忠信以為甲冑禮義以為干櫓戴仁而行抱義而處雖有暴政不更其所其自立有如此者

呂氏曰忠信則不欺不欺者人亦莫之欺也禮者敬人敬人者人亦莫之侮也忠信禮義所以禦人之欺侮猶甲冑干櫓可以捍患也行則尊仁居則守義所以自信者篤

儒有内稱不辟親外舉不辟怨程功積事推賢而進達之不望其報君得其志苟利國家不求富貴其舉賢援能有如此者

應氏曰程筭其切積累其事不輕薦也下不求報於人上不求報於國呂氏曰儒者之志以天下為度者也寛裕之至既足以有容則物我之間無所別也

儒有聞善以相告也見善以相示也爵位相先也患難相死也久相待也遠相致也其任舉有如此者

呂氏曰舉賢援能儒者所以待天下之士也任舉者所以待其朋友而已必同其好惡也故聞善相告見善相示必同其憂樂也故爵位相先患難相死彼雖居下不待之同升則彼雖疏遠不致之同進則不進此任舉朋友加重於天下之士者義有厚薄故也

儒有上不臣天子下不事諸侯愼靜而尚寬強毅以與人博學以知服近文章砥厲廉隅雖分國如錙銖不臣不仕其規爲有如此者

晏氏曰上不臣天子下不事諸侯者易所謂不事王侯高尚其事也愼靜而寬者以仁而盡性強毅以與人者以義而制事博學以知服者以智而窮理近文章者外有備成之文砥厲廉隅者內有脩絜之行此所以雖分國如錙銖不肯委質而爲臣詘道而入仕矣質爲本文爲末君子務本不務末故於文章則近之而已不敢以文勝質也砥厲者以石治金之事也於廉隅而言砥厲者欲磨礲而成君子之器尒西山眞氏曰文章二字非止於言語詞章而已聖人盛德蘊於中而輝光發於外如威儀之中度語言之當皆文也堯之文思舜之文明孔子稱堯曰煥乎其有文章

儒有合志同方營道同術並則樂相下不厭久不相見聞流言不信其行本方立義同而進不同而退其交有如此者

並立爵位相等也相下以尊位相讓而已處其下也久不相見聞流言不信以其久要不忘而相信之爲本方者以方爲本也道同則進而與之交不同則退而與之辨夫道不同不相爲謀而況交友乎子貢問友子曰忠告而善道之不可則止毋自辱焉以是而已

温良者仁之本也敬愼者仁之地也寛裕者仁之作也孫接者仁之能也禮節者仁之貌也言談者仁之文也歌樂者仁之和也分散者仁之施也儒皆兼此而有之猶且不敢言仁也其尊讓有如此者

方氏曰温良則得於中故以爲本敬愼則發於外故以爲地寛則不迫裕則有餘

儒有不隕穫於貧賤不充詘於富貴不慁君王不累長上不閔有司故曰儒今衆人之命儒也妄常以儒相詬病孔子至舍哀公館之聞此言也言加信行加義終沒吾世不敢以儒爲戲

隕者如有所墜失穫者如有所割刈充者驕矜之盈詘者吝氣之歛鄭氏曰隕穫困迫失志之貌充詘喜失節之貌慁猶辱也累猶係也閔病也言不爲天子諸侯卿大夫群吏所困迫而違道方氏曰無儒者之行而爲儒者之服無儒者之實盜儒者之名故曰今衆人之命儒也妄以其妄故常爲人所詬病既至舍矣又曰館之者具其食以致其養具官以治其事也言加信則不以儒相詬矣行加義

則不以僞相淆矣

夫惟載籍廣大淵博而童幼初學未易以至要焉今也小瀨氏甫菴道喜先生尾州春井縣人也蒐輯羣書之要加以國諺作為此編名曰童蒙先習其言簡而明白得失曉然雖童幼初學不難以於至要蓋其要在於明人倫正風俗崇正學闢異端矣

窮理正心齊家治國之術略備
焉士君子熟翫之身應其味
深矣云童蒙者自道也
慶長壬子孟夏初吉
河陽後學求得謾書
其後

大阪市心斎橋
書林 赤志忠雅堂
通本町四丁目

110X
165
2